

「障害者に対しての合理的配慮の提供事例集」 を作成しました。

正当な理由なく障害を理由とする差別の解消を目指し、大津市独自の合理的配慮の提供事例集を作成しましたので、障害に関する理解の促進と啓発にご活用ください。

合理的配慮の提供事例

聴覚障害のある人へ
説明する場面において



意思を伝え合うため
文字での表示や写真
のカードやタブレッ
ト端末などを使用す
る。

視覚障害のある人が
お店を利用する場面において



店内の席まで案内
する。

車いすを使用する障害者が
乗車する場面において



段差がある場合にス
ロープなどを使用し
て補助する。

障害のある人から代筆を依頼された
場面において



代筆に問題がない書
類の場合は、障害者
の意思を十分に確認
したうえで代筆する。



事例集はこちらから

障害者差別解消法とは

障害のある人もない人も、互いに認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）をつくることを目的とした法律です。この法律では、正当な理由がなく障害を理由とする差別の解消を目指し、「合理的配慮の提供」などを行うこととしています。

合理的配慮の提供とは

障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を求められた時に、負担が重すぎない範囲で対応することを「合理的配慮の提供」といいます。国・都道府県・市町村などの行政機関等だけでなく、お店などの事業者にも令和6年4月1日から合理的配慮の提供が新たに義務づけられます。

作成機関・大津市福祉部障害福祉課（問合せ528-2726）

- ・大津市障害者差別解消支援地域協議会
- ・大津市障害者自立支援協議会差別解消部会

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

（URL : <https://shougaiasha-sabetukaishou.go.jp/>）を加工して作成